

中央会 機関誌

CROSSTALK

Vol. **77** 2020.12



からおとしせんこうえん
唐音水仙公園（益田市鎌手地区）

地域の人たちの手により植えられた200万球を超える日本水仙が群生する「唐音水仙公園」。「唐音の蛇岩（からおとのじゃがん）」と呼ばれる岩脈は国の天然記念物に指定されており、蛇岩に激しくぶつかる波しぶきと日本水仙が織りなす風景はここでしか見ることができない絶景。見頃は12月下旬から1月末頃まで。

所在地：益田市西平原町1598
お問い合わせ：鎌手地区振興センター TEL0856-27-0501



島根県中古自動車販売商工組合

「ネットオークションシステム」を導入し、組合員の利便性と収益性向上を実現



島根県中古自動車販売商工組合は、「2019年度中小企業組合等課題対応支援事業（組合等情報ネットワークシステム等開発事業）」を活用し、中古自動車のネットオークションシステムを開発、導入しました。ネットオークションを導入したきっかけや、当事業の成果について浜村浩司理事長に伺いました。

浜村 浩司 理事長



ネットオークションシステムを導入されたきっかけは

当組合では約40年にわたり、オークション会場に来場された方のみが参加できるというスタイルでオークションを行っていました。この形式では、落札店側にとっては店舗から離れたオークション会場まで出向かなければならないというデメリットがあります。また、出品店側から見ると、オークション参加者が来場者のみに限られるため、落札価格が全国相場よりも廉価になりやすいという不満が生じていました。そこで、これらの課題を解消することができる新システムの構築が喫緊の課題となっていました。

システム導入までの流れは

システムの開発・導入に当たっては全国中央会の「中小企業組合等課題対応支援事業」による補助金を活用しました。応募申請は島根県中央会と連携しながら行い、採択決定後は、「ネット推進プロジェクトチーム」を発足し、導入に向けた検討を進めました。その際には既にネットオークションシステムを導入している他県の組合へ視察研修に出向くとともに、類似システムについての調査を行い、研究を重ねながらシステムの方針決定やベンダーの選定を行いました。

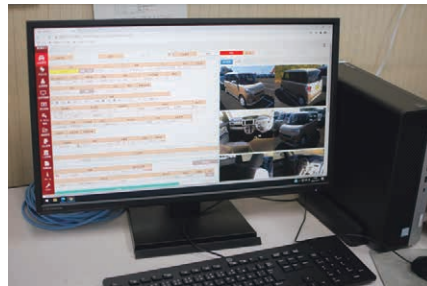
システム導入の効果は

最大の効果は、インターネットによる全国を対象としたオークションが実現し、オークション参加者が増加したことにより、以前に比べ成約率が向上している点です。これは当事業の目標としていた「組合員の利便性と収益性の向上」につながる大きな成果だと考えています。

今後の課題について

今後は、既存システムとの一本化が課題となります。将来的にはネットオークションの利便性を活かし、オークションの開催回数の増加も目標としております。

当組合は組合員数が増加傾向にありますが、一方で後継者不足等に起因する廃業も増えつつあります。今後はネットオークションによる新規組合員の加入も促進し、組合の持続的な安定運営を果たしたいと考えています。



ネットオークションシステム



オークション会場

ありがとうございました。

組合情報



名 称：島根県中古自動車販売商工組合
設 立：昭和53年12月11日
所 在 地：〒699-0822 島根県出雲市神西沖町800-1
代表理事：浜村 浩司
組合員数：94（令和2年11月現在）

中小企業組合等課題対応支援事業

中小企業が単独では解決することが難しい問題（ブランド化戦略、事業分野の活力低下、技術・技能の承継の困難化、環境問題等）に対して、中小企業が連携して取り組む調査やその実現化について、全国中央会から補助を行うものです。

支援対象者

中小企業組合（事業協同組合、企業組合等）、一般社団法人、任意グループ 等

補助率

補助対象経費の6／10以内

事業の種類・補助金額

（1）中小企業組合等活路開拓事業

中小企業組合等が事業環境の改善等を目指し行う将来ビジョンの策定や展示会出展等の取組を支援
100万円（下限額）～2,000万円（上限額）
（展示会等出展・開催事業は下限なし）

（2）組合等情報ネットワークシステム等開発事業

中小企業組合等がIT活用による経営革新を推進するための情報システム開発などのプロジェクトを支援
100万円（下限額）～2,000万円（上限額）

※令和2年度の公募期間は既に終了しております。

やさしい

法律コラム

第3回 企業・組合と民法改正③ ～「保証」に関する改正点～



弁護士・中小企業診断士
遠藤 郁哉

《プロフィール》

【事務所】松江ちどり法律事務所

【略歴】京都大学法学部卒、京都大学大学院修了。京都大非常勤講師などを経て、日弁連消費者問題対策委員会副委員長（消費者教育・ネットワーク部会長）、島根県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。

1 保証人保護の強化

保証という制度は、人的担保と呼ばれるもののひとつであり、債務者の信用力を補う手段として今日でも重要な意義を有しています。しかしながら、その一方で、「絶対に迷惑はかけないから」と頼み込まれて保証を引き受けた人が、後日、多額の保証債務の履行を求められて生活の破綻に追い込まれるという事態も、少なからず存在しています。

こうした現状を踏まえ、今回の民法改正では、保証人の保護が強化されることになりました。

2 保証人への情報提供義務

今回の改正では、すべての種類の保証について「債権者に」課される情報提供義務と、事業債務の保証について「主債務者に」課される情報提供義務が新たに定められました。

第一は、履行状況に関する情報提供義務です。債権者は、主債務者から委託を受けて保証人になった人から請求があった場合、主債務者による債務不履行の有無や債務の残額等に関する情報を提供しなければなりません。

第二は、期限の利益喪失に関する情報提供義務です。債権者は、主債務者が期限の利益を失ったときは、2か月以内に個人保証人にその旨を通知しなければならず、この通知を怠った場合、債権者は期限の利益の喪失時から現に通知をするまでに生じた遅延損害金を請求できなくなります。

第三は、契約締結時の情報提供義務です。事業債務について個人に保証を依頼する場合、主債務者は、その個人に対し、財産や収支の状況、主債務以外に負担している債務の有無、他に担保提供するものの内容等に関する情報を提供しなければなりません。主債務者がこの義務を怠り、そのために保証人が主債務者の財産状況等について誤認して保証契約を結んだ場合で、債権者がこの義務違反を知り、又は知ることがで

きたときは、保証人は保証契約を取り消すことができます。

3 個人根保証に関する規律

個人が保証人となる根保証契約についても重要な規律が設けられました。特に、個人根保証一般について極度額の定めを求めたことや、保証人への強制執行・担保権の実行の申立て、破産手続開始決定を受けたとき等の一定の場合を元本確定事由と定めたことが重要です。

4 事業債務の第三者保証に関する規律

事業債務の個人保証についても厳格な手続が定められました。すなわち、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約や、主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約については、保証人になろうとする人が、契約締結の前1か月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思を表示していなければ、契約の効力を生じないとされたのです。

ただし、主債務者が法人である場合の役員等、主債務者が個人である場合の共同事業者や事業に現に従事している配偶者（夫又は妻）等が保証人になる場合など、いわゆる「経営者保証」の場合には、この公正証書を作成しなくても保証契約は有効とされるので注意が必要です。



同一労働同一賃金

…… 5 つの最高裁判決から



特定社会保険労務士
村松 文治

《プロフィール》

【事 務 所】社会保険労務士法人 村松事務所

【事業内容】経営人事のコンサルティング、社会保険労務士業務、給与計算代行

【得意分野】労務管理全般。特に就業規則や各種助成金の申請、雇用管理・労災の相談については専門。

【連 絡 先】松江市学園南1-2-1くにびきメッセ(西棟)6F
TEL : 0852-29-0558 FAX : 0852-29-0559

事 件 名	項 目	不合理性
(1) 大阪医科薬科大学事件	賞 与	なし
	私傷病欠勤中の賃金（正規職員…… 6 か月は有給、その後は2割支給）	なし
(2) メトロコマース事件	退職金（裁判官2名の補足意見と裁判官1名の反対意見あり）	なし
日本郵便事件 (3) 佐賀 (4) 東京 (5) 大阪	夏期冬期休暇	あり
	年末年始勤務手当	あり
	有給の病気休暇	あり
	年始期間の祝日給	あり
	扶養手当	あり

10月13日と15日に、労働契約法第20条を巡る5つの最高裁判決がありました。同一企業内の正社員（無期雇用労働者）と非正規社員（有期雇用労働者）との不合理な労働条件の格差を禁止する労働契約法第20条は、働き方改革関連法の『パートタイム・有期雇用労働法（以下、「パート・有期法」という）』に吸収され、大企業は本年4月から、中小企業は来年4月から施行となります（同一労働同一賃金法という法律はありません）。

『パート・有期法第8条（均衡待遇）〈不合理な待遇差の禁止〉』は、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与その他の待遇のそれぞれについて、①業務内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という）、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないとされています。また、『パート・有期法第9条（均等待遇）〈差別的取扱いの禁止〉』は、①「職務内容」、②職務の内容及び配置の変更の範囲が同じ場合、基本給や賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない（同じ取扱い）とされています。

神戸大学の大内伸哉教授は、次のようにコメントされていますので、紹介します。

不合理性の判断は個別事案に応じたものですが、最高裁判決は、退職金や賞与の趣旨を、正社員としての職務を遂行しうる人材の確保や定着とするもの（「優位人材確保が目的」）と肯定したと解釈できる。ただ、最高裁が既存の格差を是認したとみるべきではなく、均衡待遇

の実現は、司法ではなく当事者が労使間交渉で決めていくべきだというのが最高裁のメッセージである。法は、企業に、不合理な格差を設けることを禁じているが、具体的にどうすれば法を守ったことになるかを明確に示していない。上述のように、裁判では不合理性は個別事案の判断しかされず、どんなに判例が蓄積されても、その判断基準の明確化には限界がある。この問題の解決に必要なのは、企業が非正規社員に対し納得できるような労働条件を提示したうえで、非正規社員の同意を得ている場合には、その結果を尊重する（不合理とは評価しない）という解釈を確立することだ。これは、法が企業に待遇の格差について説明義務を課したこととも整合する。これにより企業には、非正規社員に労働条件の内容を丁寧に説明するインセンティブを与えるし、非正規社員が納得した労働条件で就労できれば労働意欲は高まり、生産性向上にもつながる（以上、大内先生のコメント）。

今後、企業としての実務対応として（中小企業は2021年4月1日施行）、次のとおり。

- 〈1〉賃金項目ごと、それぞれの待遇で、正規社員と短時間労働者・有期雇用労働者との違いがあるか比較する（書き出して整理する）。
- 〈2〉性質や目的から、その違いが「不合理ではない」ものといえるか確認する。
- 〈3〉その違いが「不合理ではない」ことを説明できるように整理する（説明義務あり）。
- 〈4〉不合理ではないと言いがたい場合は、改善に向けて検討し、取り組む。

令和2年度 島根県各種功労者表彰

11月24日（火）、松江市内にて令和2年度島根県各種功労者表彰式が執り行われました。

島根県各種功労者表彰は、地方自治、産業、文化等の分野においてそれぞれの発展向上を促し、島根県のために貢献した功績が特に顕著な方の功を顕彰することを目的としています。

栄えある受賞をお慶び申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈りします。

■表彰式の様子



赤沼氏（受賞者代表挨拶）



■令和2年度 島根県各種功労者表彰 受賞者（順不同）

功労	氏名	主要経歴
商工	松尾 浩志 氏	現 協同組合松江鉄工センター理事長
商工	林 不動 氏	現 島根県菓子工業組合理事長
商工	高野 修 氏	現 出雲新町商店街振興組合理事長
商工	守谷 光広 氏	現 協同組合安来鉄工センター理事長

功労	氏名	主要経歴
商工	安郷 弘泰 氏	現 協同組合横田ショッピングセンター理事長
商工	赤沼 高男 氏	現 島根県電気工事工業組合理事長
女性の地域活動	持田 朝子 氏	現 島根県中小企業団体女性協議会理事

※島根県中央会の推薦による商工功労受賞者（6名）及び、島根県中小企業団体女性協議会の推薦による女性の地域活動受賞者（1名）のみ掲載しております。



受賞者を代表し、赤沼高男氏よりコメントをいただきました。

長年、電気工事士一筋で仕事を続けて参りましたが、このたび皆様のおかげをもちまして受賞に到りましたこと、厚く御礼申し上げます。その責任を痛感するとともに、引き続き業務に邁進していく所存ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

第72回中小企業団体全国大会開催

「第72回中小企業団体全国大会」は10月22日（木）、「ザ・ヒロサワ・シティ会館」（水戸市）において、全国から中小企業団体の代表者約380名が参加し、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で開催されました。

今大会では、中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靱化支援等の拡充、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進、中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備など21項目を決議しました。

併せて、優良組合（32組合）、組合功労者（74名）、中央会優秀専従者（20名）の表彰が執り行われました。

次期全国大会については、2021年11月25日（木）に、神奈川県において開催することを発表し、大会旗が森会長から坂倉徹・神奈川県中小企業団体中央会副会長へ継承され、坂倉副会長が次期開催地代表挨拶を行いました。

■島根県内受賞者（順不同）

●組合功労者

春日 信雄 氏（島根県農業機械商業協同組合） 三吉 庸善 氏（協同組合プレテクノしまね）

●中央会優秀事務局専従者

雇用対策課 主事 恩田 知佳

令和2年度第1回「やさしく学ぶ女性塾」を開催

9月29日、中央会、島根県中小企業団体女性協議会主催による令和2年度第1回「やさしく学ぶ女性塾」を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議サービスZoomを活用したオンライン受講と、会場での現地受講を併用して開催しました。

今回は事例発表ということで、女性協議会会員を代表し、株式会社アマル 代表取締役 佐伯直子氏、有限会社海土物産 代表取締役 竹中恭子氏の2名の方から経営に対する姿勢や経営理念、自社での取り組みや今後の経営目標などについてオンラインで発表していただくとともに会員による意見交換を行いました。

第2回の「やさしく学ぶ女性塾」は令和3年1月に開催予定です。



令和2年度中小企業事業継続計画（BCP）策定支援事業

「BCP普及啓発セミナー」を開催しました

「BCP普及啓発セミナー」を、松江市内にてホームページ制作等を行うInfinimum代表 福間正人氏、セコム山陰株式会社BCPコンサルティンググループ長 細田太一氏を講師に迎え開催しました。（9月25日・10月8日はオンライン開催、10月23日は会場とオンライン併用開催）

事業継続の普及・実践等に貢献した個人・団体を表彰する「BCAOアワード」の島根県初受賞者である福間氏からは、BCPの策定は災害への対策だけではなく、企業の信頼獲得や業務改善、売上向上など平時においても効果的であることが自社の経験を踏まえて紹介されました。また、細田氏からはBCPの概要や必要性和、実際に災害が起きたことを想定したシミュレーションを交えた講演をいただき、参加者にとってBCPについて具体的に考える契機となりました。



アンケートでは、「体験談なのでとても分かりやすかった」、「BCPの策定には早急な対応が必要だと感じた」、「業務の見直しや組織強化の効果が狙えると感じました」等の意見が寄せられました。当会ではBCP策定に関する情報発信を引き続き行ってまいります。

令和2年度企業情報発信力強化事業

「地域企業の発信力・採用力向上セミナー」開催

新型コロナウイルスの影響で企業の採用活動のオンライン化が進む中、オンラインを活用した採用活動について学ぶセミナーを9月16日（松江会場）、10月14日（浜田会場）の2回にわたり開催し、県内中小企業の採用担当者など、およそ40名にオンラインなどでご参加いただきました。

第1部では、「“使わないと損!? 動画活用が採用成功の鍵”」と題して、株式会社文泉堂 専務取締役 仙田利夫氏から効果的な動画の撮影方法等について解説をいただきました。第2部ではホームページによる採用情報の発信について株式会社イーグリッド 取締役インターネット戦略Div.部長の内藤千尋氏よりご講演をいただき、中央会が作成した採用サイトテンプレートの活用方法についても解説をいただきました。

当会ではテンプレートを用いた採用専用サイトの作成支援や、採用動画の制作補助を行っております。支援をご希望の方は連携支援課までお問い合わせください。



エコアクション21セミナー SDGs×企業 ～SDGsで会社の未来を考える～



講師 島根大学 大学院 教育学研究科
教授・学長特別補佐（SDGs担当）
松本 一郎 氏

講演 「SDGs時代における環境経営」

日時 12月22日（火）13：30～15：00

会場 朱鷺会館 中ホール（出雲市西新町2-2456-4）

対象 SDGsや環境配慮型経営、エコアクション21に関心のある方

参加費：無料

【主催】 島根県地球温暖化対策協議会事業者部会、島根県中小企業団体中央会、
エコアクション21地域事務局しまね



【お問い合わせ先】 エコアクション21地域事務局しまね（島根県中小企業団体中央会内）
TEL：（0852）21-4809 E-mail：ea21@crosstalk.or.jp

令和元年度補正・令和2年度補正 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

現在、令和元年度補正・令和2年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型）の4次締切に係る公募を実施しております。

4次締切の申請締切日は 令和2年12月18日（金）17時 まで延長されました。

なお、4次締切にて【特別枠・事業再開枠】の公募は最終となります。

5次締切の応募期間は12月下旬～2月中旬の見込みです。

詳細は「ものづくり補助金総合サイト」を参照ください。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>



※申請にあたっては、事前にG BizIDプライムアカウントの取得が必要となります。

未取得の方はお早めに利用登録を行ってください。

G BizIDホームページ <https://gbiz-id.go.jp>

【お問い合わせ先】 ものづくり補助金事務局サポートセンター
受付時間 10：00～17：00／月曜～金曜（土日祝日除く）
TEL 050-8880-4053
島根県中小企業団体中央会 連携支援課
TEL 0852-21-4809